

抗告申立書

神戸市東灘区住吉町赤塚山一八七二番地の一

神戸大学住吉寮内北寮四七四号室

申立人 橋本和義

申立の趣旨

昭和四六年三月十日神戸地方裁判所第三刑事部（山下裁判長係）が、申立人に対して退廷拘束の決定を下した手続が、法廷等の秩序維持に関する法律第三条第一項に違反しており、訴訟指揮そのものが、再三にわたり違法であり、（裁判所法第七一条に違反）よって、申立人に対してなされた法廷等の秩序維持に関する法律に基づく制裁裁判は無効であるので、その制裁裁判を取り消し、申立人への執行をただちに停止すべきである、との裁判を求める。

申立の理由

一、右裁判官は右日時、右法律に基づき申立人に対して監置五日の制裁裁判を行なった。

しかし、右裁判長が退廷拘束の決定を出す際の理由を発言禁止命令を無視し、法廷の秩序を乱したことにしているが、それは誤りであり、違法な訴訟指揮権の行使である。なぜならば、右日時の公判において、申立人の人定質問は終っておらず、申立人は人定質問の意味するものをまずはっきりさせて、本質的に人定質問にこたえようとして発言していたにもかかわらず、裁判長は「聞く耳をもたない」などと暴言し、硬直した態度のまま、申立人が人定質問にこたえないものと同様に判断して、検察官に起訴状朗読を強行させた。そのとき、申立人が抗議の発言をしたところ、裁判長は発言禁止命令を下したのである。かりに、裁判官が、申立人は人定質問に応じないと一方的に判断するとしても、続いて起訴状朗読に入る前に検察官に本人であるかどうかの認定をさせるなどの、人定質問に準ずる手続を経るべきである。開廷後、裁判長は自ら、申立人の人定質問を進行させようとしながら、それに伴う諸手続を放棄して、つまり人定質問をおこなわず、起訴状朗読を行わせたことは、全く違法な訴訟指揮である。申立人はそのことを指摘して発言したにもかかわらず、裁判の進行上の正しい指摘の発言が法廷の秩序を乱す行為とさ

れ、退廷拘束の理由とされたことは全く不当であり違法である。被告人、傍聴人の指摘を無視し、一方的に検察官に公判廷を進行させようとした右裁判長の行為は、被告人、弁護人の正当な裁判権を侵害しており、傍聴人の本質的な存在理由を無視しているものである。

二、さらに、申立人は終始冷静に発言しており、裁判長が退廷を命じ、法廷警備員が申立人の身柄を移動させようとしたときにも、とくに抵抗はせず、抗議の発言をしつつ退廷しようとしたにもかかわらず、待機していた機動隊員がかけつけ、引きわたされる際、警備員が独自の判断で「拘束である」と述べ、その結果、裁判長はたんに退廷を命令しただけであるにもかかわらず、申立人の身柄が拘束されてしまったのである。このことは重大な事実であり法廷警備員や機動隊員が裁判長の命令に反して独自で行動したり、また、裁判長が警備員や機動隊員に追隨して、命令を変更したりすることは、裁判所法七一条の法廷警察権の行使に関して違反しているものである。

三、さらに一、二、に示したような違法行為をより明白にするものとして、裁判長は、陪席の裁判官と何の合議もおこなわずに個人的に、申立人に対して退廷を発言しているが、これは、法廷等の秩序維持に関する法律第三条第一項「前条第一項の規定による制裁は裁判所が科する」に違反している。申立人が一方的に退廷拘束された後、弁護団からの追求に対しても、あるときは「合議はしていなかった」、「条件付で釈放してもよい」と述べたかと思うと、その直後には、「合議していた」と述べたり、裁判長の発言は転々とし、信憑性を失わせるものであった。弁護団、他の被告などは、合議していないことを目撃者としての書記官の証言を要求したにもかかわらず、裁判長は一方的にこの要求を無視し、客観的な証言を封じたのである。

四、続いて特記すべきこととして、三月十日の公判において、前記のような重層した偽瞞に対する追求にたえかねて、裁判長は弁護団の異議申立を却下したが、それは、申立人を拘束してしまった事実から逆規定されて、事態を隠蔽するために他ならない。でなければ、裁判長は、法廷秩序維持に関する法律第四条第三項に基づいて、必要な証人尋問等を当然しなくてはならなかったはずである。

(イ) 異議申立が却下された後、傍聴席から被告席へ一人の人間が現われ、不当に拘束された被告が釈放されるまでその代りに自分が権利を行使すると述べ、被告席に着席した。そのとき裁判長は「そんなに被告になりたいのなら、ならせてもよい」というような発言をしたので、さらに被告席に着席する人間もいた。

(ロ) また被告席の一人は、前記(イ)の人間について、また拘束された人間をここへつれてきて、ますます、制裁裁判を公開で開始するよう要求したところ、裁判長は一度は「その要求を受け入れるかどうかを合議するため休廷する」と述べながら、その後、前言をひるがえして閉廷にした。しかし「休廷にする」と言った直後、裁判官は退出したもので、いつ閉廷が宣言されたのか明らかでない状態が続いた。その間、被告の一人が裁判長席にすわって、裁判制度を解体する討論を呼びかけた。この呼びかけと前後して数名が、被告席、裁判官席を自由に歩きまわり、発言した。

(イ) (ロ)の行動が「裁判の権威を著しく失墜させている」にもかかわらず、裁判官は申立人に対する制裁のみをおこなひ、また(イ) (ロ)の人間たちによる裁判の本質的な意味の追求に全くこたえることができず、裁判の権威を自ら最終的に失墜させたのである。

五、一、二、三は、たんに法廷等の秩序維持に関する法律、裁判所法に違反するのみならず、それ以前の法廷指揮における重大な手落ちであり、直ちに、申立人の拘束に関する執行を停止し、申立人の直接の抗告、および必要な証人の証言を媒介としつつ(法廷等の秩序維持に関する法律第四条第三項)この手落ちに関する追求がなされるべきである。そのための貴裁判所による決定が、いまだちにおこなわれたとしても、申立人が被った損害は本質的に代償不可能であり、これは法体系をこえるほどの重い問題がふくまれているが、申立人として貴裁判所が少くとも、監置五日間の期間が終了するまでに、前記決定をおこない代理人弁護士あてに通知されることを要求する。

昭和四六年三月十二日

右申立人 橋本和義
右申立代理人弁護士 樺島正法

大阪高等裁判所御中